

国民年金免除制度について

保険年金課 ☎66・1101

国民年金保険料を未納状態にしておくと、障害や死亡といった事態が起きた時、年金を受け取れない場合があります。支払いが経済的に困難な方は、申請により免除または猶予される制度があります。

対象 国民年金加入中の20歳以上60歳未満の方で、本人と配偶者、世帯主(※納付猶予申請は世帯主除く)の所得が一定以下の方(※納付猶予は50歳未満)

※免除・納付猶予期間がある場合、将来受給する年金額が減額されます。(10年以内に納付可能(任意)3年以上経過している場合、加算金発生)

持ち物 来庁者本人の身分証明書(運転免許証など)、年金手帳、印鑑、失業中の方は離職票など、同一世帯でない方が来庁の場合、委任状

申し込み 平成29年7月から1年間の免除・納付猶予申請は7月3日(月)から直接、保険年金課へ。2年1月以内の過去のものについては随時受付中。

後期高齢者医療被保険者証を更新します

保険年金課 ☎66・1102

8月1日(火)から使用していただく保険証を7月末までに簡易書留郵便でお送りします。

8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい保険証を提示してください。

※保険料額決定通知書、保険料額納入通知書などは別に郵送します。

新しい保険証はオレンジ色
保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります。

有効期限の切れた保険証は、8月以降に保険年金課へ返却するか、裁断処分してください。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

保険年金課 ☎66・1103

8月1日(火)から使用していただく国民健康保険高齢受給者証(高齢受給者証)を7月末までに郵送します。

8月以降、医療機関などを受診するときは、新しい高齢受給者証を提示してください。有効期限の切れた高齢受給者証は保険年金課、市民課へ返却するか、裁断処分してください。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課
後期高齢者医療 ☎66・1102
国民健康保険 ☎66・1103

給付者は保険年金課、市民課へ返却するか、裁断処分してください。

● 限度額適用認定証

医療機関の窓口へ提出することにより、1カ月に支払う窓口負担金額が、自己負担限度額までとなります。

● 標準負担額減額認定証

入院時の食事代(標準負担額)が減額されます。

1 食あたりの入院時の食事代

○標準負担額減額認定証がない場合 360円(30年4月〜460円に改定予定)

○市県民税非課税世帯

90日までの入院210円
90日を超える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数)160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方と、後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担

額は100円。
各認定証の有効期限
7月31日(月)

◆ 後期高齢者医療保険加入の方

現在認定証をお持ちの方で、引き続き該当となる方は、7月下旬に発送します。

新たに必要なのは、申請をしてください。

対象 市県民税非課税世帯
手続きに必要なもの

保険証、印鑑、マイナンバーを確認できるもの、来庁者の身分証明書

◆ 国民健康保険加入の方
限度額適用認定証は申請により交付されます。

70歳以上で、かつ、市県民税課税世帯の方は「高齢受給者証」が限度額適用認定証の代わりとなります。

8月以降も認定証が必要な方は、7月以降に更新手続きをしてください。新たに必要の方は申請をしてください。ただし、国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

◆ 手続きに必要なもの

身分証明書(写真付き1点
その他2点)、マイナンバーカード・通知カード(世帯主本人)、保険証、印鑑、認定証(更新の方)

風船飛ばしの交流

5月5日(祝)の南比都佐公民館(滋賀県日野町)のイベントで風船飛ばしがあり、小学5年生のきとうさんの風船が蒲郡市まで飛んできました。公民館宛てに蒲郡市民の方から「風船が家の庭に届きました。こどもの日に届くなんて素敵ですね。ありがとうございました」という手紙が届いたということで、公民館長さんからお礼の手紙が届きましたのでご紹介します。手紙はきとうさんに届けられました。風船を通じた交流に心が温まりますね。手紙を出された方、どうもありがとうございました。



秘書広報課 ☎66・1161